

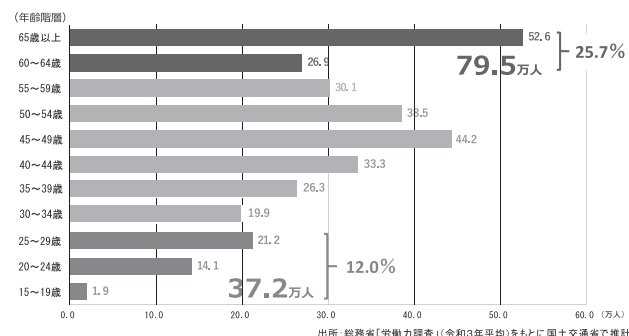
建設業界における外国人材の受け入れについて

1. はじめに

建設業界の就業者数は、1997年の685万人をピークに2022年では479万人まで減少している。また、技能労働者の年齢分布を見ると、60歳以上が25.7%を占め高齢化が進んでいる一方で、29歳以下の若手技能労働者は12.0%となっている（図—1）。

このような担い手不足と高齢化が進む現状に対して、建設業界においては、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性の向上といった取組を進めているところであるが、なお不足する人材については、外国人材を受け入れることも選択肢の一つである。

本稿では、建設業界における外国人材（特に技能実習生と特定技能外国人）の受け入れの現状について紹介するとともに、本年6月21日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」により創設された育成就労制度等について、同法の施行に向けた政府における検討状況を紹介したい。



図—1 年齢階層別の建設技能者数

2. 建設分野における外国人材の受入状況

(1) 建設分野における外国人材の種類

建設分野に携わる外国人としては、主に技能実習生、特定技能外国人の2種類がある。

技能実習生は、我が国の技能、技術又は知識を開発途上国等へ移転を図り、開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的として受け入れているものである。

特定技能外国人は、相当程度の知識又は経験を有する外国人労働者を、我が国の人手不足が深刻な特定産業分野（建設業をはじめ、介護、製造、農業等の16分野）に受け入れているものである。

現場においては、技能実習も特定技能も似たようなものと認識されている現状があるかもしれないが、技能実習は人づくりが目的、

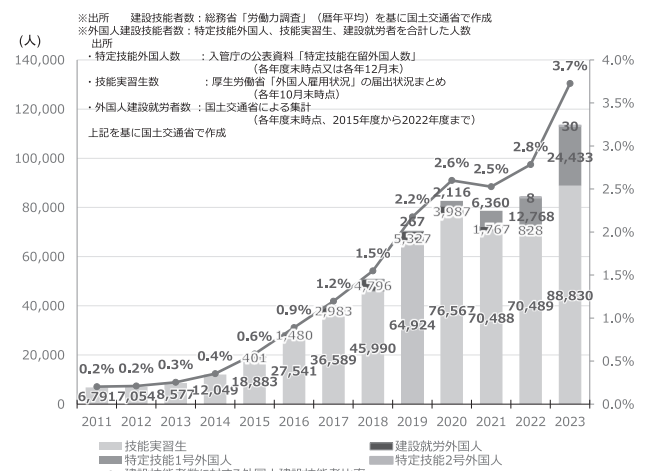
特定技能は人手不足対応が目的であり、制度の目的が異なっていることに留意が必要である。

(2) 建設分野における外国人材の受入状況

建設分野で活躍する外国人技能者の人数は、2011年度では6,791人（全て技能実習生）であったが、年々増加傾向にあり、2023年度では113,293人（うち技能実習生88,830人、特定技能1号外国人は24,433人、特定技能2号外国人は30人）となっている（図—2）。

なお、特定技能外国人の人数については、最新データ（2024年6月末時点）が政府機関から公表されており、特定技能1号外国人は31,853人、特定技能2号外国人は66人となっているが、詳細については後述する（4（2））。

今後も、建設分野に携わる外国人の人数は増加を続けていくことが想定される。



図—2 外国人建設技能者の現状

3. 技能実習生制度の現状

(1) 技能実習制度の概要

外国人技能実習制度は1993年に創設され、2010年に新たな在留資格「技能実習」が創設され、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられた。さらに、2017年11月には、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる「技能実習法」が施行された。

技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用される。また、技能実習の形態には、「企業単独型技能実習」と「団体監理型技能実習」があり、98.3%が団体監理型である（2023 年末時点の法務省データより）。

技能実習の期間については基礎的な技能等を効果的・効率的に修得等する前期 3 年間、応用段階の実習をする後期 2 年間の 5 年間となっている。

技能実習を行うには技能実習計画の認定を受ける必要があり、技能実習の成果が評価できる技能検定等（1 年目、3 年目及び 5 年目に受検）が整備されている職種・作業を対象としなければならない。建設関係では 22 職種 33 作業が対象となっているが、「建設機械施工」もその 1 職種となっており、「押土・整地」、「積込み」、「掘削」、「締固め」の 4 つの作業が対象となっている。

（2）技能実習計画の建設分野の追加認定基準

建設業では、従事することとなる工事によって就労場所が変わるため現場ごとの就労監理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁忙で報酬が変動するという実態を踏まえ、技能実習生の適正な就労環境を確保する必要がある。このため、建設分野の技能実習計画の認定に当たり、以下の基準を追加し、外国人技能実習機構において審査している。

①技能実習を行わせる体制の基準

- ・申請者が建設業法第 3 条の許可を受けていること
- ・申請者が建設キャリアアップシステムに登録していること
- ・技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること

②技能実習生の待遇の基準

- ・技能実習生に対し、報酬を安定的に支払うこと

③技能実習生の数

- ・技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと（優良な実習実施者・監理団体は免除）

（3）技能実習生の受入状況

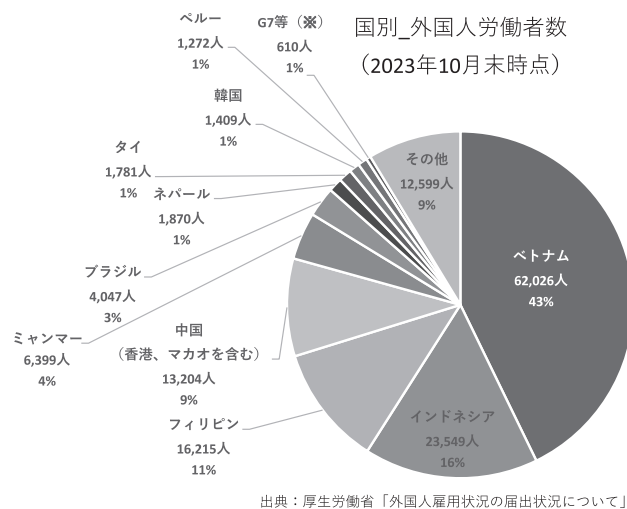
建設分野における技能実習生の受入状況であるが、2011 年 10 月末は 6,791 人であったのが、2020 年 10 月末には 76,567 人まで増加している。その後、コロナ禍の入国規制の影響等により、2021 年 10 月末には 70,488 人まで減少したが、コロナ入国規制の緩和を受けて再び増加に転じ、2023 年 10 月末には 88,830 人となっている（図一 2）。

建設分野における技能実習生の受入状況を国別に見てみると、2023 年 10 月末では、ベトナム人が 62,026 人と一番多く、次いでインドネシア人が 23,549 人、フィリピン人が 16,215 人、中国人が 13,204 人、の順となっている（図一 3）。

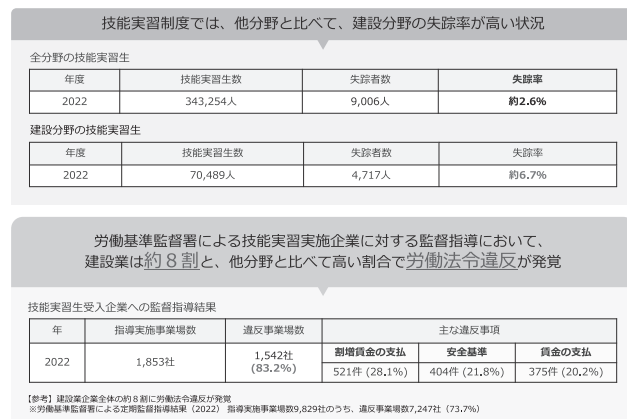
（4）技能実習制度の課題

技能実習制度創設以来、建設分野においても積極的に受け入れが行われてきたところであるが、課題も指摘されているところである。

第一に、建設分野は他分野と比べて失踪率が高い点である。2022



図一 3 建設分野の技能実習生の国別人数



図一 4 建設分野の技能実習生の失踪率等

年度の状況を見ると、失踪率は、全分野が約 2.6% であるのに対し、建設分野は約 6.7% と高くなっている。

第二に、労働基準監督署による監督指導において、多くの労働法令違反が発覚しているという点である。2022 年度の状況を見ると、労働法令違反が発覚した事業場数は 83.2% となっており、「割増賃金の支払」、「安全基準」、「賃金の支払」等の違反が指摘されている（図一 4）。

技能実習制度のこのような状況を踏まえ、特定技能制度においては、可能な限り失踪率や労働法令違反を減らすため、建設分野独自の制度があるが、詳細については 4（1）④で後述する。

4. 特定技能外国人制度の現状

（1）特定技能外国人制度の概要

①制度創設の趣旨等

特定技能外国人制度は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野（建設業をはじめ、介護、製造、農業等の 16 分野）において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを

統 計

目的とする制度である。2018年に成立した改正出入国管理法により在留資格「特定技能」が創設され、2019年4月から受け入れが可能となった。

②特定技能1号と2号の違い

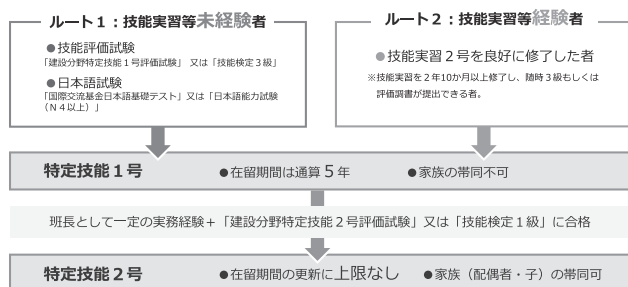
特定技能外国人には、特定技能1号と特定技能2号の2種類がある。

特定技能1号は、在留期間は5年、家族の帯同は不可とされている。特定技能1号になるには以下の2つのルートがある。

【特定技能1号になるためのルート】

1. 技能実習2号を良好に修了した者又は外国人建設就労者
2. 技能評価試験（「建設分野特定技能1号評価試験」又は「技能検定3級」）及び日本語試験（「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」）の合格者

特定技能2号は、在留期間の上限なし、家族の帯同は可とされている。班長としての一定の実務経験を積み、かつ技能評価試験（「建設分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」）に合格した者になることができる（図－5）。



図－5 特定技能1号と特定技能2号になるルート

③業務区分の再編

制度創設当初、建設分野の特定技能は建設機械施工を含む19業務区分があり、それぞれ技能評価試験を実施してきたが、2022年8月30日の閣議決定で「土木」、「建築」、「ライフライン・設備」の3区分に再編され、建設機械施工は「土木」の業務区分に包含されることとなった。「土木」の業務区分で在留資格を有している場合、「建設機械施工」の他にも、「型枠施工」、「コンクリート圧送施工」、「トンネル推進工」、「土工」、「鉄筋施工」、「とび」、「海洋土木工」の業務に従事することができ、非常に幅広い業務に従事することが可能となった。

なお、特定技能の業務区分と技能実習の対応関係は以下の表－1のとおりである（技能実習において建設関係として整理されている22職種に、「23 鉄工」、「24 塗装」、「25 溶接」を加えている）。

技能実習を良好に修了した者は、各職種に対応する業務区分の特定技能1号の在留資格に切り替えることが可能となる。例えば、「建設機械施工」の技能実習を良好に修了した者は、「特定技能1号（土木）」の在留資格への切り替えが可能となる。

表－1 技能実習の職種と特定技能の新業務区分の対応

技能実習の職種	特定技能 新業務区分		
	土木	建築	ライフライン・設備
1 さく井	○		
2 建築板金		○	○
3 冷凍空気調和機器施工			○
4 建具製作		○	
5 建築大工		○	
6 型枠施工	○	○	
7 鉄筋施工	○	○	
8 とび	○	○	
9 石材施工		○	
10 タイル張り		○	
11 かわらぶき		○	
12 左官		○	
13 配管			○
14 熱絶縁施工			○
15 内装仕上げ施工		○	
16 表装		○	
17 サッシ施工		○	
18 防水施工		○	
19 コンクリート圧送施工	○	○	
20 ウェルポイント施工	○		
21 建設機械施工	○		
22 築炉		○	
23 鉄工	○	○	
24 塗装	○	○	
25 溶接	○	○	○

④特定技能外国人受け入れのための手続き

特定技能外国人を受け入れるための手続きとしては、大きく分けて、出入国在留管理庁への在留資格の認定申請手続きと国土交通省への受入計画の認定申請手続きがある。

出入国在留管理庁への申請手続きは、特定技能外国人の受け入れが認められている16分野共通の仕組みであり、国土交通省への受入計画の認定申請手続きは、建設分野独自の仕組みである。このような建設分野独自の仕組みができた理由は、先述の3（4）のとおりである。

国土交通省の受入計画の認定基準の主な内容は、

- ・申請者が建設業法第3条に基づく許可を取得すること
 - ・申請者及び特定技能外国人が建設キャリアアップシステムに登録すること
 - ・申請者が特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）へ加入すること
 - ・同等技能・同等報酬、月給制・定期昇給制を採用すること
 - ・重要事項について母国語による書面での事前説明
 - ・特定技能外国人に受け入れ後講習を受講させること
 - ・巡回指導による確認を受けること
- などである。

(2) 特定技能外国人の受入状況

建設分野における特定技能1号外国人の人数は、制度創設の2019年より年々増加しており、2024年6月末時点では31,853人となっている。

なお、特定技能1号外国人の受け入れ人数については、政府の「建設分野における特定技能の在留資格に係わる制度の運用に関する方針」において上限が設けられており、2028年度末までに最大80,000人とされている。

国別の内訳を見ると、31,853人のうち、ベトナムが21,291人と一番多く、次いでフィリピンが3,206人、インドネシアが3,075人の順となっている（図—6）。

業務区分別に見ると、31,853人のうち、土木が18,850人、建築が11,065人、ライフライン・設備が1,938人となっている（図—7）。

特定技能2号外国人の人数は、2024年6月末時点で66人であり、業務区分別に見ると土木38人、建築25人、ライフライン・設備が

3人となっている。なお、特定技能2号が出たのは全分野で建設分野が初めてである。特定技能1号の在留期間が5年であることを考えると、今後、特定技能2号の人数が増加していくことが想定される。

(3) 建設分野の特定技能評価試験

（一社）建設技能人材機構（JAC）においては、建設分野の特定技能1号評価試験及び特定技能2号評価試験を実施しているが、以下に、試験の実施状況や今後の予定等について記載する。

①国内試験

特定技能1号評価試験及び特定技能2号評価試験については、国内では東京都、北海道、宮城県、愛知県、大阪府、岡山県、広島県、香川県、福岡県など、全国の主要都市で実施している。今年度の10月以降の実施予定日と試験会場は、以下のとおりである（表—2）。

②海外試験

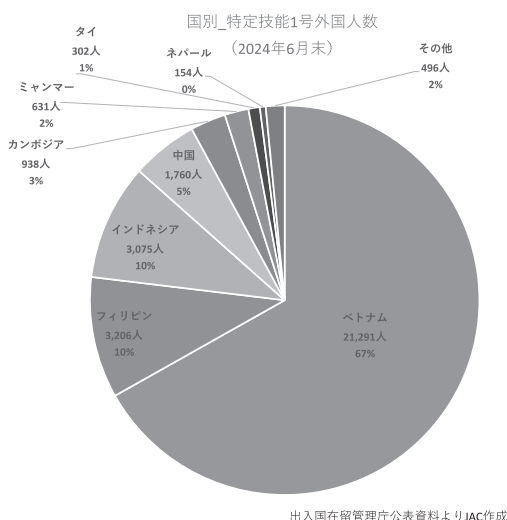
特定技能1号評価試験については、海外試験も実施しており、フィリピン、ベトナム、インドネシア、バングラデシュ、カンボジア、インド、モンゴル、スリランカ、タイ、ウズベキスタン、ミャンマー、ネパールの12カ国において、概ね月1回程度の頻度で実施している。

国内外の試験については、JACのHPで随時情報を更新しているので、ご確認頂きたい。

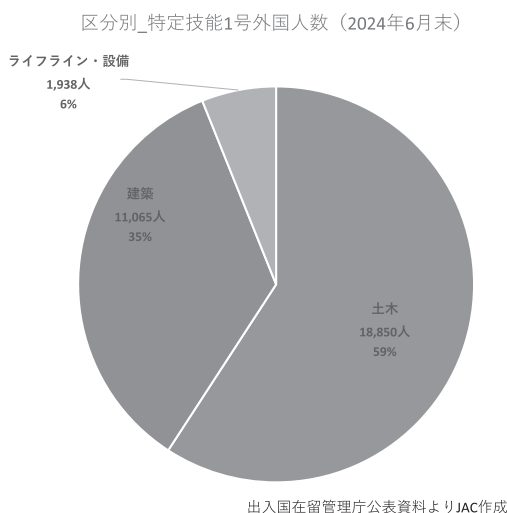
③各試験の合格率等

新区分による特定技能1号評価試験については、これまでの受験者は累計2,769人、合格者は累計873人、合格率は31.5%となっている（2024年8月末時点）。試験国別、業務区分別の受験者数、合格者数及び合格率はそれぞれ表—3のとおりである。

また、国内のみ実施している特定技能2号評価試験については、



図—6 建設分野の特定技能1号外国人人数（国別）



図—7 建設分野の特定技能1号外国人人数（業務区分別）

表—2 特定技能1号評価試験の実施日と試験会場

試験実施日	試験会場
令和6年10月3日	北海道
2024年10月7, 21, 28日	東京都
2024年10月30, 31日	大阪府
2024年11月11, 18, 25日	東京都
2024年11月13日	香川県
2024年11月27, 28日	大阪府
2024年12月2, 9, 16日	東京都
2024年12月4, 5日	広島県
2024年12月18, 19日	大阪府
2025年1月20, 27日	東京都
2025年1月22, 23日	大阪府
2025年1月29, 30日	愛知県
2025年2月3, 17日	東京都
2025年2月19, 20日	大阪府
2025年2月26, 27日	福岡県
2025年3月3, 10, 17, 24日	東京都
2025年3月13日	岡山県
2025年3月26, 27日	大阪府

統 計

表一 3 特定技能 1 号評価試験の受験者数、合格者数等
(2024 年 8 月末時点)

試験実施国	合格者数／受験者数（合格率）			
	土木	建築	ライフライン・設備	各国合計
(1) 日本	130/541 (24.0%)	264/814 (32.4%)	132/338 (39.1%)	526/1,693 (31.1%)
(2) フィリピン	40/101 (39.6%)	9/82 (11.0%)	26/62 (41.9%)	75/245 (30.6%)
(3) ベトナム	1/4 (25.0%)	1/6 (16.7%)	5/6 (83.3%)	7/16 (43.8%)
(4) インドネシア	21/55 (38.2%)	132/345 (38.3%)	21/91 (23.1%)	174/491 (35.4%)
(5) パングラデシュ	0/9 (0%)	1/25 (4.0%)	0/0 (0%)	1/34 (2.9%)
(6) カンボジア	0/3 (0%)	2/25 (8.0%)	4/13 (30.8%)	6/41 (14.6%)
(7) インド	0/2 (0%)	0/1 (0%)	0/2 (0%)	0/5 (0%)
(8) モンゴル	0/13 (0%)	0/0 (0%)	0/0 (0%)	0/13 (0%)
(9) スリランカ	0/4 (0%)	2/33 (6.1%)	0/0 (0%)	2/37 (5.4%)
(10) タイ	4/9 (44.4%)	5/12 (41.7%)	5/8 (62.5%)	14/29 (48.3%)
(11) ウズベキスタン	0/9 (0%)	10/41 (24.4%)	1/5 (20.0%)	11/55 (20.0%)
(12) ミャンマー	10/23 (43.5%)	31/62 (50.0%)	15/20 (75%)	56/105 (53.3%)
(13) ネパール	0/1 (0%)	1/3 (33.3%)	0/1 (0%)	1/5 (20.0%)
各区分合計	206/774 (26.6%)	458/1,449 (31.6%)	209/546 (38.3%)	873/2,769 (31.5%)

表一 4 特定技能 2 号評価試験の受験者数、合格者数等
(2024 年 8 月末時点)

試験実施国	合格者数／受験者数（合格率）			
	土木	建築	ライフライン・設備	各国合計
日本	91/724 (12.7%)	112/917 (12.2%)	18/171 (10.5%)	221/1,812 (12.2%)

これまで（2024 年 8 月末時点）の受験者は累計 1,812 人、合格者は累計 221 人、合格率は 12.2%となっている（表一 4）。

5. 育成就労制度の創設

(1) 政府における検討の経緯

2022 年 12 月より政府において「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が設置され、技能実習制度と特定技能制度の見直しの議論が行われ、2023 年 11 月 30 日に「最終報告書」が出された。

これを受け、政府の対応方針として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を踏まえた政府の対応について」が、2024 年 2 月 9 日に閣議決定された。

更に、2024 年 6 月 21 日には、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、3 年以内に施行される予定である。

制度の詳細については、今後、政府横断的な運用方針等が示され、その後、分野別運用方針等が示されていくことになるが、現時点では、2024 年 2 月 9 日に閣議決定された政府の対応方針のポイントを解説しておきたい。

(2) 政府対応方針の基本的な考え方

2024 年 2 月 9 日に閣議決定された政府の対応方針においては、「現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設する。」とされ、人材育成の在り方としては、「育成就労制度は、基本的に 3 年間の就労を通じた育成期間において、対象となる外国人ごとに育成就労計画を定めた上で計画的に特定技能 1 号の技能水準の人材に育成することを目指すものとし、適正化方策を講じた特定技

能制度と連続性を持たせる。」とされている。

そして、「人材育成の評価方法」については、技能試験と日本語能力試験を活用した試験重視の方法となり、また、これまでの技能実習生には原則認められていなかった「本人の意向による転籍」が一定の要件の下で認められることとなった。

(3) 人材育成の評価方法

人材育成の評価方法については、「①育成就労としての就労開始前」、「②特定技能 1 号移行時」、「③特定技能 2 号移行時」の各段階において、以下の試験合格等が要件とされている。

① 育成就労としての就労開始前

【日本語能力】

日本語能力 A1 相当以上の試験（日本語能力試験 N5 等）合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講

※受け入れ機関は 1 年経過時までに同試験（ただし、既に合格している場合を除く。）及び技能検定試験基礎級等を受験させる。
※日本語能力に関しては現行の取り扱いを踏まえ各分野でより高い水準を設定可。以下同じ。

② 特定技能 1 号移行時

【技能】

技能検定試験 3 級等又は特定技能 1 号評価試験合格

【日本語能力】

日本語能力 A2 相当以上の試験（N4 等）合格

※試験等に不合格となった者について、最長 1 年の在留継続を認める。

③ 特定技能 2 号移行時

【技能】

特定技能 2 号評価試験等合格

【日本語能力】

日本語能力 B1 相当以上の試験（N3 等）合格

(4) 本人の意向による転籍

育成就労は、3 年間一つの受け入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、以下のア～ウ全てを満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認めることとされている。

ア 同一の機関において就労した期間が一定の期間（注 1）を超えている

イ 技能検定試験基礎級等・一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格（注 2）

ウ 転籍先が、適切であると認められる一定の要件を満たす

注 1 当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに 1 年～2 年の範囲内で設定。人材育成の観点から踏まえた上で 1 年とすることを目指しつつも、1 年を超える期間を設定する場合、1 年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。

注 2 各分野で、日本語能力 A1 相当の水準から特定技能 1 号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で設定。

また、転籍前の受け入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受け入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討することとされている。

6. おわりに

以上、建設業界における外国人材の受け入れの現状について、特に技能実習生と特定技能外国人を中心に概説してきた。担い手不足と高齢化が進む建設業界においては、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性の向上といった取組を更に加速させるとともに、外国人材を受け入れることについても考えていかなければならない。

そのような中で、現在、政府において育成就労制度の創設を中心とした「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向けた様々な検討が行われており、今後の動向を注視する必要がある。

J C M A

《参考文献》

- 1) 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 最終報告書
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001407013.pdf>
- 2) 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を踏まえた政府の対応について
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001412483.pdf>
- 3) 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律 概要
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001415280.pdf>

【筆者紹介】

渡瀬 友博（わたせ ともひろ）
（一社）建設技能人材機構
調査研究部長

